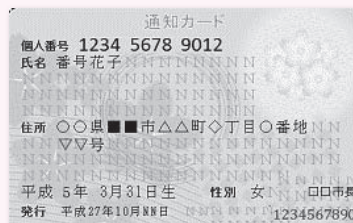


10月からマイナンバーの通知カードが届きます ～社会保障・税番号制度の開始～

10月3日現在、住民票のある全ての人に、10月～12月（知立市においては11月以降の予定）にかけて、1人に1つ、12桁の個人番号（マイナンバー）を指定し、「通知カード」と「個人番号カードの交付申請書」がJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）から簡易書留で郵送されます。

通知カードとは

- ・12桁の個人番号（マイナンバー）を通知するものです。
- ・10月以降順次、住民票に記載されている住所あてに「世帯ごと」、「簡易書留」、「転送不要」で郵送されます。
- ・通知カードには顔写真が入っていないので本人確認のための公的な身分証明としては利用できません。
- ・通知カードは、「個人番号カード」の交付や行政の各手続きに必要ですので、大切に保管してください。
- ・通知カードが送付されてから、住所や氏名が変わる場合、市役所での手続きの際に通知カードをお持ちください。



[通知カードイメージ]

券面に記載されるもの
住所・氏名・生年月日・性別・
12桁の個人番号（マイナンバー）

個人番号カードとは

- ・本人確認のための身分証明として利用できます。
- ・e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書の機能を搭載できます。（15歳以上の人）
- ・申請により希望者に交付されます。（初回の発行手数料は無料です）
- ・有効期限は、発行日から10回目（発行時20歳未満の人は5回目）の誕生日までになります。
- ・個人番号カードを取得されてから、住所や氏名が変わる場合、市役所での手続きの際に個人番号カードをお持ちください。



[個人番号カードイメージ]

券面に記載されるもの
【表面】氏名・住所・生年月日・性別・有効期限・顔写真
【裏面】12桁の個人番号（マイナンバー）・氏名・生年月日
【ICチップ】個人番号・氏名・住所・生年月日・性別・顔写真
※所得情報などプライバシー性の高い個人情報記録されません。

個人番号カードを取得するには

「通知カード」と一緒に届く「個人番号カード申請書」に署名、押印し、顔写真を貼り返信用封筒に入れ、郵便ポストへ投函してください。または、スマートフォン、自宅のパソコン等オンラインでの申請も可能です。申請された個人番号カードは平成28年1月以降、市役所に届きますので、市役所から交付通知書が届きましたら、下記のものをお持ちになって市役所市民課の窓口でお受け取りください。

- ・個人番号カードの交付通知書
- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード（お持ちの人）
- ・運転免許証などの本人確認書類

※上記の詳細については、個人番号カードの交付通知書に同封される案内をご覧ください。

「住民基本台帳カード」をお持ちの人

○マイナンバー制度の導入に伴い、「住民基本台帳カード」の発行は、12月28日で終了します。ただし、有効期限が平成28年1月以降の「住民基本台帳カード」は有効期限まで使用できます。また、住民基本台帳カードで電子証明書を発行されている人も有効期限まで使用できます。

○「個人番号カード」を取得された場合、「個人番号カード」と「住民基本台帳カード」の両方を所持することはできません。「住民基本台帳カード」は、個人番号カード交付時に回収となります。

個人番号制度に関する問合せ

「個人番号制度」についてのご質問は、国のマイナンバーコールセンター（☎0570-20-0178）へお電話ください。（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語でのご質問は☎0570-20-0291へおかけください。）

▶問合せ 市民課 戸籍係（☎95-0124）